

『令和7年12月18日開催』

建設消防常任委員会

委員長報告

【令和7年12月定例会】

委員長 船津由徳

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、令和7年度川口市一般会計補正予算第2条第2表「繰越明許費」及び第3条第3表「債務負担行為補正」のうち土木費に関する事項についてを一括議題といたしましたところ、債務負担行為を設定する工事の選定理由について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第261号「公の施設の指定管理者の指定について（青木町公園ほか16公園）」を議題といたしましたところ、指定管理者候補者選定及び評価会議の内容について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第263号「市道路線の認定について（幹線第119号線）」及び議案第264号「市道路線の廃止について（鳩ヶ谷第9023号線）」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、議案第263号にかかわり、当該路線が県道から市道認定されることによる市民負担への影響について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第246号「訴えの提起について（市営住宅の明渡し等の請求）」を議題といたしましたところ、訴えの提起に至るまでの対応について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第228号「川口市川口駅東口公共広場設置及び管理条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、使用料の算定における受益者負担分類の設定根拠について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づいて受益者負担の名のもとに公共施設における使用料を増額することは、反対するとの意見。

また、今回の改正は受益者負担の適正化を図るためのものであり、使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき適正に算出された額と認められ、他市類似施設の使用料と比較しても高額ではなく、改定額は妥当であると考えることから、賛成するとの意見。

さらに、本改正は使用料・手数料の見直しに関する基本方針で示す算定方式に基づく料金改定であり、価格帯も同規模の自治体や駅と比べて突出して高い使用料ではなく、施設の老朽化への対応として収益を修繕に回すこともできることから、賛成するとの意見。

またさらに、今回の改正は使用料・手数料の見直しに関する基本方針に沿っ

た見直しとなっており、改定額は他市の状況と比較して高いものではなく、公用利用においても減免措置がとられていることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第195号「令和7年度川口市水道事業会計補正予算」を議題といたしましたところ、令和8年度に実施予定の工事のうち、債務負担行為を設定する工事の割合について、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第196号「令和7年度川口市下水道事業会計補正予算」を議題といたしましたところ、令和8年度に実施予定の工事のうち、債務負担行為を設定する工事の割合について、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第9款「消防費」及び第2条第2表「繰越明許費」のうち消防費に関する事項についてを一括議題といたしましたところ、消防施設費にかかわり、仮称中央分署建設事業における実施設計等委託料の増額理由の詳細について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第229号「川口市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、南消防署の機能を横曽根分署に移転する理由について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。